

(工学部内規程第42号)

## 鳥取大学工学部科目等履修生，聴講生及び研究生規程

(趣旨)

第1条 鳥取大学工学部における科目等履修生，聴講生及び研究生（以下「科目等履修生等」という。）に関する事項は，鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 科目等履修生等を志願できる者は，鳥取大学学則第37条各号の一に該当する者のうち，当該授業科目を履修又は特定の事項について研究するのに十分な学力があると認めた者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生等を志願する者は，次に掲げる書類を所定の期間内に学部長に提出しなければならない。ただし，聴講生を志願する者は，第3号及び第4号の書類を省略することができる。

一 入学志願票

二 履歴書

三 卒業証明書

四 成績証明書

五 所属長の承諾書（有職者のみ）

2 科目等履修生又は聴講生を志願する者は，あらかじめ，履修又は聴講しようとする授業科目の担当教員の承諾を，また研究生を志願する者は，研究指導を受ける教員の承諾を得なければならない。

(選考方法)

第4条 科目等履修生等の受入の可否は，教授会の議に基づき行うものとする。

(入学手続)

第5条 科目等履修生等は，入学を許可された日から定められた期間内に所定の入学手続きをしなければならない。

(履修の方法及び制限)

第6条 科目等履修生及び聴講生の受講手続き，その他履修に関することは，鳥取大学工学部履修規程を準用する。

2 科目等履修生又は聴講生が志願した授業科目のうち，学生の学修に妨げのあるものについては，履修又は聴講を制限することがある。

(単位認定)

第7条 科目等履修生の単位認定については、鳥取大学工学部単位認定規程を準用する。

2 聴講生に対する単位の認定は行わない。

(証明書の交付)

第8条 学部長は、次の場合証明書を交付することができる。

一 科目等履修生が単位を修得し、その証明を願い出たとき。

二 研究生が研究事項について証明を願い出たとき。

(雑則)

第9条 その他科目等履修生等に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 鳥取大学工学部科目等履修生及び聴講生規程（平成5年鳥取大学工学部規則第8号）は、廃止する。